

# (例) ○○自治会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、○○自治会と称する（以下「会」という）。

(会員)

第2条 会は、○○町○丁目から○○町○丁目地域の住民の世帯および事業所をもって構成する。

(事務所)

第3条 会の事務所は、○○○に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第4条 会は、住民の福祉と相互の親睦および会員外の諸団体の協力のもとに、会員の教養を高め、清潔で明るく住みよい地域社会づくりを行うことを目的とする。

(事業)

第5条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること。
- (2) 会員外の諸団体との連絡調整に関すること。
- (3) 行政情報の活用および行政との連絡調整に関すること。
- (4) その他会の目的達成に必要な事業。

## 第3章 役員

(役員)

第6条 会に次の役員を置く。会長一名、副会長○名、書記○名、会計○名、会計監査○名、各部長○名とする。

(役員選出の方法)

第7条 会長、副会長、書記、会計、会計監査、部長は総会において、出席者の投票により、会員の中から選出する。会計監査は、会長、副会長その他の役員と兼ねることはできない。

(役員の仕事分掌)

第8条 役員は、次に掲げる仕事を行う。

- (1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。
- (4) 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (5) 会計監査は、会の会計監査を行う。
- (6) 部長は、各部を代表し、専門の業務を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は、〇年とし、再任を妨げない。

#### 第4章 会議

(会議の種類と構成)

第10条 会の会議は総会、役員会および部会とする。総会は最高議決機関であり、定時総会および臨時総会とし、一世帯一名の会員をもって構成する。役員会は会計監査を除く第6条の役員をもって構成する。

(会議の招集)

第11条 定時総会は、年一回開催する。臨時総会は会員の三分の一以上の請求があったとき、または役員会において総会開催の決議があったときに、会長が招集する。役員会および部会は、必要に応じそれぞれ会長および部長が招集する。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および事業計画の承認
- (2) 会計決算および予算の承認
- (3) 資産管理報告の承認
- (4) 会則の改廃
- (5) 会費改定の承認
- (6) 役員を選出
- (7) 会の重要事項に関すること

(会議の成立要件)

第13条 会議は会員の半数以上の出席をもって成立する。

(会議の議長)

第14条 総会の議長は、会員の中から選出し、役員会および部会は、それぞれ会長および部長が議長となる。

(会議の議決)

第15条 会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

(会議の書面表決等)

第16条 止むを得ない理由のため会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法により表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第13条及び第15条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

#### 第5章 会計

(会計年度)

第17条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(収入)

第18条 会は、次の収入により運営する。会費、寄付金、活動収入およびその他とする。

(会費)

第19条 会の会費は、一世帯月額〇〇〇円とする。

(支出)

第20条 会の支出は、総会で議決された予算にもとづき会の目的にそって行う。

2 納入された会費は原則として払い戻さない。

(会計および資産帳簿の整備)

第21条 会の収入、支出および資産を明らかにするため、会計および資産に関する帳簿を整備し、会員が帳簿の閲覧を請求した場合閲覧させなければならない。

## 第6章 会計監査

(監査と報告)

第22条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

## 第7章 加入および脱退

(加入および脱退)

第23条 会に加入しようとするものは、会長に届け出るものとする。

2 会員の脱退は、会の区域内に居住しなくなったときまたは本人の申し出があったときとする。

## 第8章 雑則

(個人情報保護の取り扱い)

第24条 会が自治会活動を推進するために必要とする、個人情報の取得、利用、提供及び管理については、利用目的の範囲内で適切に運用するものとする。

(その他)

第25条 会則の施行に関する必要な事項は、総会の議決を経て決定しなければならない。

2 会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て決定しなければならない。

## 附 則

この会則は、〇〇年〇月〇日から施行する。